

平成25年 2 月 25 日提出

熊本市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

熊本市病院事業の設置等に関する条例の一部を次のように改正する。

熊本市長 幸 山 政 史

熊本市病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

熊本市病院事業の設置等に関する条例（昭和41年条例第54号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項を次のように改める。

3 診療科目は、第1条及び前2項の趣旨を踏まえ、病院事業の管理者（以下「管理者」という。）が同条に規定する施設ごとに定める。

第4条中「病院事業の管理者（以下「管理者」という。）」を「管理者」に改める。

附 則

この条例は、平成25年4月1日から施行する。

（提出理由）

診療科目を病院事業の管理者が定めることとするため、所要の改正を行う必要がある。

これが、この条例案を提出する理由である。